

JA グループの自己改革の実践に関する特別決議

JA グループは、第 27 回 JA 全国大会決議「創造的自己改革への挑戦」にもとづき、平成 31 年 3 月までに一定の成果を上げることがをめざし、鋭意実践している。

自己改革に終わりはなく、不断に継続していくものであるが、平成 33 年 3 月の農協法 5 年後検討条項の期限を大きな節目と捉え適切に対応する必要がある。

このため、JA グループ役職員は、従来以上に、自己改革の必要性や農協法 5 年後検討条項に対する危機感を共有しなければならない。また、組合員の評価が極めて重要との認識のもと、より一層組合員との意見交換を進めなければならない。

以上をふまえ、JA グループは、下記事項に取り組む。

記

1. 今後とも「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、正・准組合員を対象とした総合事業の展開により、JA 全国大会決議をスピード感をもって着実に実践する。
2. この際、農業者の世代交代期であることをふまえ、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」を最重点として取り組む。
3. 各 JA・県域・全国機関において、全役職員間で情勢および危機感を共有する。
4. 協同組合として、組合員の理解と評価を得ることが最も重要である。このため、自己改革実践を前提として、総代会等を機に、あるいは、役職員が全戸訪問するなどして、組合員に対し、今日までの成果を伝え、今後の実践計画を具体的に提示する。

以上、決議する。

平成 29 年 3 月 10 日
全国農業協同組合中央会
第 63 回 通常 総会